

# 福岡市NPO活動推進補助金

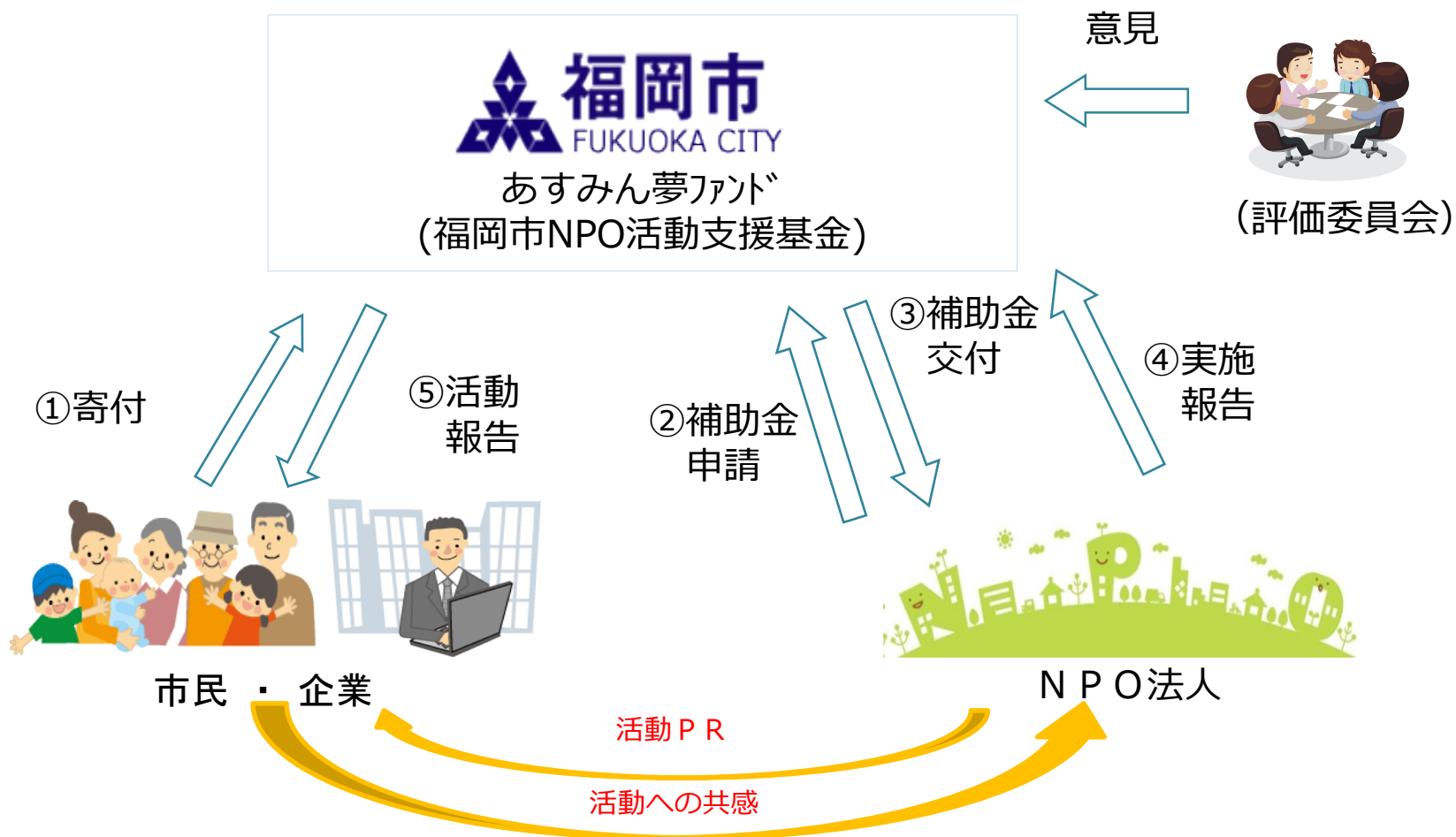
福岡市市民局市民公益活動推進課

令和4年4月28日(木)

@福岡NPO・ボランティア交流センター あすみんな

# 福岡市NPO活動推進補助金

福岡市が設置した「**あすみんな夢ファンド(福岡市NPO活動支援基金)**」  
に寄せられた寄付金をもとに、NPO法人の行う公益活動へ助成



# 福岡市NPO活動推進補助金

## 過去5年の寄付額及び補助金交付の金額・件数

	寄付額	補助金交付額	補助金 交付件数
平成29年度	8,183,735円	5,539,760円	7件
平成30年度	3,565,080円	9,994,080円	12件
令和元年度	3,197,679円	5,840,351円	9件
令和2年度	通常 4,541,327円	通常 1,735,567円	4件
	コロナ 16,563,964円	コロナ 10,050,046円	23件
令和3年度	通常 約5,600,000円	通常 約4,800,000円	5件
	コロナ 約1,600,000円	コロナ 約4,600,000円	11件
令和4年度	寄付受付中	通常 約5,700,000円 コロナ 約4,000,000円	—

# 福岡市NPO活動推進補助金

## 1. 申請等スケジュール

### (1) 通常募集

申請書受付期間	4月26日(火)～ <u>5月19日(木)</u>
評価委員会(団体によるプレゼン、質疑応答)	6月中旬予定
交付決定(補助事業・補助額の決定)	7月下旬予定
事業実施期間	交付決定日～翌年3月31日
実績報告書等提出	～翌年3月31日

## 2. 対象となる団体

以下のすべての項目に該当する**特定非営利活動法人**(NPO法人)

- ①定款に定める事務所の所在地が福岡市内にあること。
- ②直近の事業年度における申請団体の総事業費に占める非営利活動に係る事業費の占める割合が、100分の50以上であること。
- ③暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- ④福岡市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- ⑤**NPO法第29条に規定する事業報告書等を都道府県又は指定都市の条例に基づき、毎事業年度、所轄庁に提出している団体であること。**

※平成24年4月1日以降、  
同一団体への補助金交付回数は、3回までが限度  
(新型コロナウイルス対策支援募集は、3回限度の対象外)

## 3. 補助の対象となる事業

- ① 地域社会の発展に資すると認められる活動であって、以下の1～20の補助対象事業のいずれかに該当する活動（宗教活動、政治活動または選挙活動を除く）に係る経費。

★補助対象事業

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動      | 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動                             |
| 2 社会教育の推進を図る活動           | 13 子どもの健全育成を図る活動                                   |
| 3 まちづくりの推進を図る活動          | 14 情報化社会の発展を図る活動                                   |
| 4 観光の振興を図る活動             | 15 科学技術の振興を図る活動                                    |
| 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動    | 16 経済活動の活性化を図る活動                                   |
| 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動                         |
| 7 環境の保全を図る活動             | 18 消費者の保護を図る活動                                     |
| 8 災害救援活動                 | 19 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、又は援助の活動              |
| 9 地域安全活動                 | 20 NPO法第2条別表の第1号から第19号までの各号に掲げる活動に準ずる活動として条例で定める活動 |
| 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動     |  |
| 11 国際協力の活動               |  |

- ② 補助金交付決定日～翌年3月31日の間に実施、完了する事業

# 福岡市NPO活動推進補助金

## ●補助対象経費

経費区分	内容
賃金	申請事業に従事する団体職員や臨時で雇用する従業員等に対して支払う賃金等
報償費	外部の専門家に対する謝金等
旅費	交通費等
印刷製本費	ポスター、パンフレット、資料等の印刷製本に係る費用等
消耗品費	単価が5万円未満のものものの購入費等。ただし、補助対象事業の目的達成のために特に効果的であり、購入する方がレンタルよりも安価である場合に限り、10万円を上限に補助対象となります。（※）
役務費	通信運搬費（郵送費・宅配料）、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料等
委託料	デザイン料など、事業の一部を外部に委託する費用等
借損料	会場借上料、機器・設備類のリース料・レンタル料等

※単価が5万円以上の品物については、購入する方がレンタルよりも安価であることについての書類（見積書など）が必要となります。

## ●補助対象外

下記に該当する事業・経費は対象となりません。

- ・ 福岡市の他の補助金の交付を受けている事業
- ・ すでに終了した事業
- ・ 福岡市外で実施される事業
- ・ 支出済の活動経費
- ・ 法人運営上の経常的な経費等※

※ 経常費用の管理費にあたる人件費、事務所等の賃借料、コピー機のリース料、電話代、光熱水費、机、椅子、キャビネット、電話、パソコン等事務所用備品等の購入等



## ●補助上限額等

### (1) 通常募集

申請区分 要件	スタートアップ	ステップアップ
法人設立年数	3年未満	—
補助上限額	10万円	50万円
補助上限率	補助対象経費の80%	1回目：補助対象経費の80% 2回目：補助対象経費の70% 3回目：補助対象経費の60%
補助上限回数	通算2回	通算3回（平成24年4月1日以降）

### (2) 新型コロナウイルス対策支援 募集

補助上限率 補助対象経費の100%

補助上限額 50万円

## 4. 申請方法

申請書類は、持参、メールまたは郵送でお願いします。

- ①福岡市NPO活動推進補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③事業収支計画書
- ④事業スケジュール
- ⑤団体の概要書
- ⑥役員名簿
- ⑦その他(団体の概要や事業を説明する資料)

※所轄庁が福岡市以外の団体は、「定款」とNPO法第29条に規定する事業報告書等も必要です。

### <事業計画作成上のポイント>

- 社会課題、社会ニーズを捉えているか
- なぜNPO法人が取り組むのか
- 社会課題の具体的な解決策となっているか
- 実現可能な事業内容になっているか
  
- 補助金を受けることによる効果(具体的に)
- 事業の効果が社会にどう影響するのか、広がるのか
- 社会課題をどのような状態にしたいのか
  
- NPO活動の特性が活かされた内容か
- 翌年度以降、その事業をどう展開していくのか

事業計画書

団体名												
※1 事業名												
※2 補助対象事業												
事業の目的	(取り組もうとしている地域課題、団体のミッションとの関連等)											
事業を通して 解決する課題	1 課題 2 市民ニーズ 3 課題解決の方策											
事業の内容	1 内容、実施日程、対象者、参加予定数、実施場所、予算額等 2 不交付又は減額になった場合、当該事業の実施の可能性											
期待される効果												
目指す事業成果と 成果指標（目標）	1 目指す事業成果 2 成果指標 <table border="1" data-bbox="757 976 1383 1108"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			指標	現状値	目標値						
指標	現状値	目標値										
事業実施にあたって 活かされる団体の 専門性・ノウハウ												
本補助事業終了後の 活動展開												
貴法人の 将来の事業展開												

## <収支計画作成上のポイント>

- 自己資金の確保に努めているか
- 支出の算出根拠が明確か
- 効果的な支出となっているか  
(無駄な支出になっていないか)

## <スケジュール作成上のポイント>

- しっかり計画が練られているか
- 事業計画を達成できるスケジュールとなっているか
- 収支計画と整合がとれているか
- 広く市民に事業を発信できているか

## 5. 評価のポイント

### (1) 通常募集

①先駆性	新しい社会を作り上げるための先駆けたものである。
②必要性	SDGsの推進に寄与する等、社会的な期待度やニーズの高い活動である。
③専門性	地域性、独創性、迅速性、専門性など、NPO活動としての特性が活かされている。
④波及性	事業効果が将来的に発展、継続する可能性があり、効果の広がりが期待できる。
⑤現実性	事業計画、資金計画、スケジュール等が明確であり、客観性、現実性がある。
⑥公開性	事業運営の公開性、透明性が高い。
⑦自立性	自己努力による資金確保に努めている。
⑧発展性	補助金を受けることで事業が進展する。

# 福岡市NPO活動推進補助金

ご清聴 ありがとうございます。

福岡市市民局市民公益活動推進課

令和4年4月28日(木)

@福岡市NPO・ボランティア交流センター あすみん